

○矯正施設及び留置施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等について

令和6年6月6日
道本捜1第853号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）、少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）及び少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号）により、刑事施設、少年院及び少年鑑別所の長は、被収容者等が死亡したときは、その死体の検視を行い、その結果、変死又は変死の疑いがあると認めるときは、検察官及び警察官たる司法警察員に対し、その旨を通報することとされている。

このため、法務省刑事局においては、被収容者等が死亡した場合における検察官の検視に関する取扱い等について、各検事正等に通達（以下「以下法務省通達」という。）を發出しており、北海道警察においても、「矯正施設及び留置施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等について」（令4・3・16道本捜1第4108号。以下「旧通達」という。）を定め運用してきたものである。

この度、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）附則第10条の規定により、令和6年4月1日に婦人補導院が廃止され、法務省通達の一部が改正されたことを踏まえ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）及び留置施設に収容中の者が死亡した場合における警察の死体取扱い等について、旧通達を廃止の上、引き続き下記のとおり運用することとしたので、遺漏なきようにされたい。

記

1 関係法令等の概要

(1) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第93条、少年院法施行規則第91条及び少年鑑別所法施行規則第69条の概要

矯正施設の長は、収容者等が死亡したときは、その死体の検視を行い、その結果、変死又は変死の疑いがあると認めるときは、検察官及び警察官たる司法警察員に対し、その旨を通報する。

(2) 被収容者等の検視に関する訓令等及び少年院及び少年鑑別所における検視に関する訓令等の概要

矯正施設の長は、当該施設を管轄する検察庁の検察官及び警察署に対し、当該施設の長による検視の結果、死亡者の人定事項、罪名等を電話により通報した後、必要事項を簡潔に記載した書面をファックスで送信するなどして送付する。

(3) 「矯正施設等に収容中の者が死亡した場合における検視等に関する取扱い及び検視調書等関係書類の保存について」（平成15年11月27日付け法務省刑総第1291号）の概要

ア (1)及び(2)の事項の通報を受けた検察官は、明らかに変死の疑いがないと認められる場合を除き、原則として自ら検視を行う。ただし、検察官自ら検視をすることのできないやむを得ない事情がある場合には、司法警察員である警察官

に対し、代行検視を命じることができる。

イ 警察の留置施設については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則、少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の適用はないものの、検察官は、同施設から変死に関する通報がなされたときは、検視の可否を検討した上、検視を実施する際には必ず検察官自ら検視を行う。

2 矯正施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等

(1) 通報を受けた場合の措置

1の(1)及び(2)の事項の通報については、検察官及び管轄警察署の双方になされるが、当該通報に係る死体の検視については、検察官自ら検視することのできないやむを得ない事情がある場合を除き、検察官が行うこととされていることから、当該通報を受けた場合には、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）第3条の規定に基づき、変死体に関する検察官への通知を実施するとともに、検察官が自ら検視を行うか否かについて確認すること。

(2) 通報書類等の取扱いについて

矯正施設から送付された1の(2)の事項の書面については、通報を受けた警察署における措置結果とともに、「検視関係（原議区分 51-60-010 5年）」の原議ファイルに編さんすること。

3 留置施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等

(1) 変死又はその疑いがあると認められる場合

検視規則第3条の規定に基づく変死体に関する検察官への通知を実施するとともに、検察官による検視が行われることを確認すること。

(2) 変死又はその疑いがあると認められない場合

留置施設に収容中の者が死亡した場合、変死又はその疑いがあると認められないことは想定し難いが、仮にそのような事案に該当する場合は、事案の特殊性に鑑み、検察官に連絡の上、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づく死体調査等を行うこと。